

平成 2 7 年度

6 月 補 正 予 算
事業概要説明資料

平成 2 7 年 6 月 1 6 日

目 次

| | |
|--------------------------------------|---|
| (農政部) | |
| 局地的な農業用施設災害への支援 | 1 |
| 中山間農業研究所中津川支所の移転に向けた土地造成工事 | 2 |
| 今冬の大雪による農作物被害に対する復旧支援 | 3 |
| (林政部) | |
| 「ぎふ木育」の推進 | 4 |

| | | | |
|-----|---------|----|------|
| 所 属 | 農政部 農政課 | | |
| 係 名 | 政策調整係 | 内線 | 2815 |

局地的な農業用施設災害への支援 ～農業用施設等災害対策事業費補助金の拡充～

1 背景・現状

県では、台風や大雪等による農業被害対策として、パイプハウスなどの農業用施設の被害額が県全体で1億円を超えた場合、市町村等を通じて被災農家の施設復旧を支援している。

2 事業目的

近年、ゲリラ豪雨などの局地的な異常気象によって被害が狭い範囲に集中し、県内の一部地域に多大な農業被害をもたらすケースが発生しているため、現行の支援制度を拡充・強化する。

3 事業概要

(1) 局地災害に対応した発動基準の創設

農業用施設等の被害総額が全県で1億円を超える広域災害を対象とした現行の基準以外に、1市町村1千万円超の農業災害を対象とする新たな発動基準を加え、局地的な災害に対応した支援制度とする。

(2) 支援対象事業の拡充

市町村の助成事業に、認定農業者などの一定要件を満たす農業者個人に対して助成する場合も補助対象に追加する。

(3) 補助対象経費の拡充

被災農家の負担軽減と早期の施設復旧のため、倒壊したパイプハウスの廃材、外部から流入した土砂等の撤去費用を補助対象に追加する。

| 拡充の内容 | 現行制度 | 新制度 |
|----------------------|--|---|
| (1) 局地災害に対応した発動基準の創設 | ① 1回の被害総額が全県1億円超 | ① 1回の被害総額が全県1億円超 ② <u>1回の被害総額が1市町村1千万円超</u> ※市町村が補助する経費の1/2以内を県が支援 |
| (2) 支援対象事業の拡充 | ① 市町村が行う農協、生産者団体などに対する補助事業 ② 農業協同組合連合会などが行う事業 | ① 市町村が行う <u>認定農業者などの農業者個人</u> 、農協、生産者団体などに対する補助事業 ② 農業協同組合連合会などが行う事業 ※1回の被害総額全県1億円超のみ発動 |
| (3) 補助対象経費の拡充 | ① パイプハウス、畜舎、養殖池などの生産施設の再建に必要な経費 | ① パイプハウス、畜舎、養殖池などの生産施設の再建に必要な経費 ② <u>倒壊したパイプハウス、外部から流入した土砂等の撤去費用</u> |

| | | | |
|-----|---------|----|------|
| 所 属 | 農政部 農政課 | | |
| 係 名 | 農業研究推進係 | 内線 | 2805 |

中山間農業研究所中津川支所の移転に向けた土地造成工事

1 事業費 193,000 (0 → 193,000)

【財源内訳】

一般財源 193,000

【主な用途】

需用費 334(消耗品費等)

委託料 8,453(用地測量等)

工事請負費 183,000(造成工事費)

(平成 27 年度～28 年度 債務負担行為 439,000)

2 背景・現状

中央新幹線の中部車両基地が、中山間農業研究所中津川支所（以下「中津川支所」という。）を含む地域に設置されることとなり、車両基地の県内設置を強く要望してきた経緯から、中津川支所を可能な限り早期に移転する必要がある。

このため、平成 26 年度より移転予定地（中津川市福岡田之尻）の土地造成設計を行うとともに、平成 27 年 5 月に J R 東海との間で中津川支所移転補償のための覚書を締結した。

3 事業目的

中津川支所を速やかに移転できるよう移転予定地の土地造成工事等を行う。

4 事業概要

移転候補地の土地造成工事、用地取得のための用地測量を行う。また、移転後速やかに研究を開始することができるよう研究用作物の移植準備等を行う。

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (2) 農業振興費
(明細書事業名) ○総合農政推進費
中山間農業研究所中津川支所移転事業費

| | | | |
|-----|-----------|----|------|
| 所 属 | 農政部 農産園芸課 | | |
| 係 名 | 果樹特産係 | 内線 | 2868 |

新 今冬の大雪による農作物被害に対する復旧支援

1 事業費 6,518 (0 → 6,518)

【財源内訳】

【主な使途】

一般財源 6,518

補助金 6,518

2 背景・現状

平成26年12月からの大雪により、県内の果樹で枝折れ等の被害が発生し、飛騨地域のりんご、ももを中心に大きな被害を受けた。

3 事業目的

「農作物災害対策事業補助金交付要綱」に基づき、樹勢回復のための資材等の共同購入経費に対して緊急的に支援し、農業者の営農活動の早期再開に万全を期す。

4 事業概要

(1) 病虫害防除事業 (2,236千円)

被害を受けたりんご、ももを対象として、病虫害の防除を行うのに必要な薬剤の共同購入経費に対し支援する。

(2) 改植事業 (89千円)

被害を受けたりんごの再生産のための改植用の種苗の共同購入経費等に対し支援する。

(3) 資材購入事業 (4,193千円)

被害を受けたりんご、ももの影響を最小限に留めるために必要な資材等の共同購入経費に対し支援する。

| |
|---|
| (款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (9) 園芸特産物対策費 (明細書事業名) ○青果物等生産対策費 農作物災害対策事業費補助金 |
|---|

| | | | |
|-----|---------------|----|------|
| 所 属 | 林政部恵みの森づくり推進課 | | |
| 係 名 | 恵みの森づくり係 | 内線 | 3028 |

「ぎふ木育」の推進

<清流の国ぎふ森林・環境基金事業>

1 事業費 3,000千円 (0→3,000)

【財源内訳】

繰入金 3,000

【主な使途】

委託料 2,669

役務費 130

2 背景・現状

森林づくりが社会全体で支えられるよう、人づくり・仕組みづくりを推進するため、「ぎふ木育」(木育・森林環境教育)を進めているが、これまでの教育施設等における取組みに加え、幅広い年代層、都市部の住民に対して「ぎふ木育」の有用性・重要性を発信する取組みの強化が必要とされている。

3 事業目的

全国的に注目の集まる全国育樹祭を契機として、「清流の国ぎふ 森のおもちゃ美術館2015」を開催することにより、県民の「ぎふ木育」に対する理解を深め、岐阜の森づくりのために「行動する人」を増やし、本県の誇れる取組みである「ぎふ木育」の県民運動化を加速させる。

4 事業概要

新・清流の国ぎふ 森のおもちゃ美術館2015の開催 (3,000千円)

多くの人が参加しやすい都市部で、育樹祭の目指すコンセプト「三世代による森林づくり」にも合致した「親・子・孫」を対象とした、全国の盛りだくさんの木のおもちゃで遊ぶイベントを開催する。



(款) 6 農林水産費 (項) 5 林業費 (目) (2) 林業振興費
 (明細書事業名) ○緑化推進費
 清流の国ぎふ 森のおもちゃ美術館2015 開催事業費